

平成29年度個人住民税の特別徴収推進に係る事業計画書 【西播磨地域（西播磨県民局）】

1 全県的な取組

項目	相生市			赤穂市			宍粟市			たつの市		
指定予告												
従業員が普通徴収の事業者												
	給報協議会による指定予告送付	11～12月	近畿2府4県給与支払報告書等統合印刷協議会による給与支払報告書送付時に指定予告を同封	11～12月	近畿2府4県給与支払報告書等統合印刷協議会による給与支払報告書送付時に指定予告を同封	11～12月	近畿2府4県給与支払報告書等統合印刷協議会による給与支払報告書送付時に指定予告を同封	11～12月	近畿2府4県給与支払報告書等統合印刷協議会による給与支払報告書送付時に指定予告を同封	11～12月	近畿2府4県給与支払報告書等統合印刷協議会による給与支払報告書送付時に指定予告を同封	
	総括表送付時の指定予告同封	12月	市町独自の総括表の送付時に指定予告(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を同封(対象事業者:前年度に特別徴収の実績のある事業者)	12月	市町独自の総括表の送付時に指定予告(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を同封(対象事業者:前年度に給与支払報告書提出実績のある事業者)	12月	市独自の総括表の送付時に指定予告(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を同封(対象事業者:前年度に給与支払報告書提出実績のある事業者)	12月	市独自の総括表の送付時に指定予告(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を同封(対象事業者:前年度に給与支払報告書提出実績のある事業者)	12月	市独自の総括表の送付時に指定予告(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を同封(対象事業者:前年度に給与支払報告書提出実績のある事業者)	
	個別抽出の上指定予告	12月	・県作成名寄せリストを用いて、個別に指定予告(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を送付 ・市(町)独自に普通徴収事業者を抽出し、個別に事前通知(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を送付	11月	・県作成名寄せリストを用いて、個別に指定予告(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を送付 ・市(町)独自に普通徴収事業者を抽出し、個別に事前通知(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を送付	12月	・県作成名寄せリストを用いて、個別に指定予告(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を送付 ・市独自に普通徴収事業者を抽出し、個別に事前通知(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を送付	12月	・県作成名寄せリストを用いて、個別に指定予告(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を送付 ・市(町)独自に普通徴収事業者を抽出し、個別に事前通知(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を送付	12月	・県作成名寄せリストを用いて、個別に指定予告(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を送付 ・市(町)独自に普通徴収事業者を抽出し、個別に事前通知(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を送付	
年末調整説明会	11月	リーフレットを配付し、制度説明から記載方法等の説明を行う(11月22日 会場「相生市文化会館」で実施予定)		11月	リーフレットを配付し、制度説明から記載方法等の説明を行う(11月22日 会場「ハーモニーホール」で実施予定)		11月	特別徴収に関するリーフレットを配布		11月	リーフレットを配付し、制度説明から記載方法等の説明を行う(11月28日 会場「赤とんぼ文化ホール(中ホール)」で実施予定)	
申告書等の送付用封筒での周知	随時	1 実施税目 法人市民税 2 実施方法 ・上記税目の納税義務者へ申告書を送付する封筒に一斉指定に関するリーフレットを同封		随時	1 実施税目 法人市民税 2 実施方法 ・上記税目の納税義務者へ申告書を送付する封筒に一斉指定に関するリーフレットを同封		随時	1 実施税目 法人市民税 2 実施方法 ・上記税目の納税義務者へ申告書を送付する封筒に一斉指定に関するリーフレットを同封 ・上記税目の納税義務者へ申告書を送付する封筒表面の余白スペースに一斉指定に関する啓発文を記載		随時	1 実施税目 法人市民税、固定資産税(償却資産) 2 実施方法 ・上記税目の納税義務者へ申告書を送付する封筒に一斉指定に関するリーフレットを同封	
新規開設事業者等への周知	随時	1 実施税目 法人市民税 2 実施方法 ・設立届出持参分 窓口でリーフレットを渡し説明 ・郵送分 リーフレットを12月に送付		随時	1 実施税目 法人市民税 2 実施方法 ・設立届出持参分 窓口でリーフレットを渡し説明 ・郵送分 リーフレットを11月に送付		随時	1 実施税目 法人市民税 2 実施方法 ・設立届出持参分 窓口で特徴推進について説明 ・郵送分 12月ごろにリーフレットを送付		随時	1 実施税目 法人市民税 2 実施方法 ・設立届出持参分 窓口でリーフレットを渡し説明 ・郵送分 リーフレットを12月に送付	
課税捕捉調査対象事業者への周知	10～1月	課税捕捉調査の結果、給与支払報告書の提出につながった事業者に対し、リーフレットを渡し説明		10～1月	課税捕捉調査の結果、給与支払報告書の提出につながった事業者に対し、リーフレットを渡し説明		10～1月	課税捕捉調査の結果、給与支払報告書の提出につながった事業者に対し、リーフレットを渡し説明		10～1月	課税捕捉調査の結果、給与支払報告書の提出につながった事業者に対し、リーフレットを渡し説明	
広報紙	11月	市(町)広報誌の11月号に掲載予定		12月	市広報誌の12月号に掲載予定		11月	市広報誌の11月号に掲載予定		12月	市(町)広報誌の12月号に掲載予定	
ホームページ	随時	トップページに特別徴収の制度説明や、一斉指定に向けた取組内容を紹介する情報を掲載		随時	トップページに特別徴収の制度説明や、一斉指定に向けた取組内容を紹介する情報を掲載		12月	特別徴収の制度説明や、一斉指定に向けた取組内容を紹介する情報を掲載		随時	トップページに特別徴収の制度説明や、一斉指定に向けた取組内容を紹介する情報を掲載	
関係団体訪問	10月～12月	1 対象団体 近畿税理士会相生支部、相生商工会議所 2 実施体制 10月から順次実施。近畿税理士会相生支部は、龍野県税事務所と合同で依頼		10月～12月	1 対象団体 近畿税理士会相生支部、赤穂商工会議所 2 実施体制 10月から順次実施。		10月～12月	1 対象団体 近畿税理士会龍野支部、宍粟市商工会 2 実施体制 10月から順次実施。近畿税理士会龍野支部、宍粟市商工会は、可能な限り、龍野県税事務所と合同で依頼		10月～12月	1 対象団体 近畿税理士会龍野支部、龍野商工会議所、たつの市商工会、たつの市・揖保郡医師会、揖保郡歯科医師会 2 実施体制 10月から順次実施。上記団体は龍野県税事務所と合同で依頼	
他部署との連携	随時	・入札・契約担当部局の窓口でリーフレット・ポスターを設置し周知 ・商工担当部局(地場産業振興、制度融資など)の窓口でリーフレット・ポスターを設置し周知		随時	・入札・契約担当部局の窓口でリーフレット・ポスターを設置し周知 ・商工担当部局(地場産業振興、制度融資など)の窓口でリーフレット・ポスターを設置し周知		随時	・徴収部門と連携し、特に新規特徴事業所で滞納となっている事業所について督促状に制度説明文等を同封し、フォローアップを実施 ・宍粟市商工会特徴PRについて協力依頼をする(会報誌に特徴PR文の掲載を依頼するなど)		随時	・支所の窓口でリーフレット・ポスターを設置し周知 ・商工担当部局(地場産業振興、制度融資など)の窓口でリーフレット・ポスターを設置し周知	

2 地域別の取組

項目		相生市	赤穂市	宍粟市	たつの市
納付方法(特別徴収・普通徴収)が記載されていない給与支払報告書(総括表)を提出した事業者への取組	随時	提出された給与支払報告書において納付方法(特別徴収、普通徴収)を記載していないものについて普通徴収とする理由が確認できない以上、原則どおり特別徴収として指定	提出された給与支払報告書において納付方法(特別徴収、普通徴収)を記載していないものについて普通徴収とする理由が確認できない以上、原則どおり特別徴収として指定	提出された給与支払報告書において納付方法(特別徴収、普通徴収)を記載していないものについて普通徴収とする理由が確認できない以上、原則どおり特別徴収として指定	提出された給与支払報告書において納付方法(特別徴収、普通徴収)を記載していないものについて普通徴収とする理由が確認できない以上、原則どおり特別徴収として指定
一斉指定対象事業者の把握	10月	従業員の全員が普通徴収の事業者について、付番管理を実施	従業員の全員が普通徴収の事業者について、付番管理を実施	1月 従業員の全員が普通徴収の事業者について、付番管理を実施	9月 従業員の全員が普通徴収の事業者について、付番管理を実施
特別徴収義務者の滞納への対応の検討	随時	一斉指定初年度の第1回納期限到来分への対応について、課税部門と徴収部門で協議の上、対策を検討	随時 一斉指定初年度の第1回納期限到来分への対応について、課税部門と徴収部門で協議の上、対策を検討	随時 第1回納期限到来分への対応について、課税部門と徴収部門で協議の上、対策を検討。新規指定事業所については督促状発送前に、電話連絡を実施。督促状に制度説明文等を同封し、フォローアップ実施	随時 一斉指定初年度の第1回納期限到来分への対応について、課税部門と徴収部門で協議の上、対策を検討
共同訪問	10月～12月	1 対象事業者 これまでの文書指導に応じない事業者 2 実施体制 相生市と龍野県税事務所が協議の上、訪問を実施 3 その他 ・事業者との事前調整は行わない	10月～12月 1 対象事業者 これまでの文書指導に応じない事業者 2 実施体制 赤穂市と龍野県税事務所が協議の上、訪問を実施 3 その他 ・事業者との事前調整は行わない	10月～12月 1 対象事業者 これまでの文書指導に応じない事業者 2 実施体制 宍粟市と龍野県税事務所が協議の上、訪問を実施 3 その他 ・事業者との事前調整は行わない	10月～12月 1 対象事業者 これまでの文書指導に応じない事業者 2 実施体制 たつの市と龍野県税事務所が協議の上、訪問を実施 3 その他 ・事業者との事前調整は行わない
地域団体説明会	1月	1 実施内容 近畿税理士会相生支部の会員向け説明会に参加し、一斉指定の内容等の説明を実施 2 実施体制 相生市、龍野県税事務所	1月 1 実施内容 近畿税理士会相生支部の会員向け説明会に参加し、一斉指定の内容等の説明を実施 2 実施体制 赤穂市、龍野県税事務所	1月 1 実施内容 近畿税理士会龍野支部の会員向け説明会に参加し、一斉指定の内容等の説明を実施 2 実施体制 宍粟市、龍野県税事務所	1月 関係団体訪問時に、各団体合時において各会員へのリーフレット配布を依頼
特別徴収対象従業員リストの送付	3月	提出された給与支払報告書等を基に、普通徴収から特別徴収への切替対象の従業員リストを事業所に送付	3月 提出された給与支払報告書等を基に、普通徴収から特別徴収への切替対象の従業員リストを事業所に送付	3月 提出された給与支払報告書等を基に、普通徴収から特別徴収への切替対象の従業員リストを事業所に送付。特別徴収について制度説明のチラシ同封。	3月 提出された給与支払報告書等を基に、普通徴収から特別徴収への切替対象の従業員リストを事業所に送付

3 課税捕捉調査

項目		相生市	赤穂市	宍粟市	たつの市
対象事業者の抽出	8月～	・国税連携による源泉徴収票データにより抽出 ・住民税申告書に添付の源泉徴収票より抽出	8月～ ・国税連携による源泉徴収票データにより抽出 ・住民税申告書に添付の源泉徴収票より抽出		8月～ ・国税連携による源泉徴収票データにより抽出 ・住民税申告書に添付の源泉徴収票より抽出
税務署閲覧調査	9月～	単独で実施	9月～ 単独で実施	9月～ 抽出団体から依頼があれば、税務署管内の市町で協力して閲覧する	9月～ 単独で実施
文書送付	10月～	準備出来次第送付 ※ 送付文書に特別徴収の実施も併せて周知	10月～ 準備出来次第送付 ※ 送付文書に特別徴収の実施も併せて周知	10月～ 準備出来次第送付 ※ 送付文書に特別徴収の実施も併せて周知	10月～ 準備出来次第送付 ※ 送付文書に特別徴収の実施も併せて周知
実地調査	10月～	必要に応じて実施	10月～ 必要に応じて実施	10月～ 必要に応じて実施	10月～ 必要に応じて実施

1 全県的な取組

項目	太子町			上郡町			佐用町		
指定予告									
従業員全員が普通徴収の事業者 給報協議会による指定予告送付 総括表送付時の指定予告同封 12月 個別抽出の上指定予告				11～12月	近畿2府4県給与支払報告書等統合印刷協議会による給与支払報告書送付時に指定予告を同封		11～12月	近畿2府4県給与支払報告書等統合印刷協議会による給与支払報告書送付時に指定予告を同封	
		12月	様式16総括表、様式15普通徴収切替理由書兼仕切紙の送付時に指定予告(対象事業者:前年度に給与支払報告書提出実績のある事業者に送付予定)	12月	町独自の総括表の送付時に指定予告(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を同封(対象事業者:前年度に給与支払報告書提出実績のある事業者)		12月	市町独自の総括表の送付時に指定予告(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を同封(対象事業者:前年度に給与支払報告書提出実績のある事業者)	
				11～12月	・県作成名寄せリストを用いて、個別に指定予告(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を送付 ・町独自に普通徴収事業者を抽出し、個別に事前通知(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を送付		12月	・県作成名寄せリストを用いて、個別に指定予告(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を送付 ・市(町)独自に普通徴収事業者を抽出し、個別に事前通知(普通徴収切替理由書兼仕切紙を含む)を送付	
年末調整説明会	11月28日		リーフレットを配付し、制度説明から記載方法等の説明を行う(例年、11月に「赤とんぼ文化ホール」にてたつの市と共同で実施)	11月	リーフレットを配付し、制度説明から記載方法等の説明を行う(11月21日 会場「上郡町役場第2庁舎大会議室」で実施予定)	11月		リーフレットを配付し、制度説明から記載方法等の説明を行う(11月実施予定)	
申告書等の送付用封筒での周知	随時		1 実施税目 法人町民税、固定資産税(償却資産) 2 実施方法 ・上記税目の納税義務者へ申告書を送付する封筒に一斉指定に関するリーフレットを同封	随時	1 実施税目 法人市民税、固定資産税(償却資産) 2 実施方法 ・上記税目の納税義務者へ申告書を送付する封筒に一斉指定に関するリーフレットを同封 ・上記税目の納税義務者へ申告書を送付する封筒表面の余白スペースに一斉指定に関する啓発文を記載	随時	1 実施税目 法人町民税、固定資産税(償却資産) 2 実施方法 ・上記税目の納税義務者へ申告書を送付する封筒に一斉指定に関するリーフレットを同封		
新規開設事業者等への周知	随時		1 実施税目 法人町民税 2 実施方法 リーフレットを渡し説明	随時	1 実施税目 法人市民税 2 実施方法 ・設立届出持参分 窓口でリーフレットを渡し説明 ・郵送分 リーフレットを送付	随時	1 実施税目 法人町民税 2 実施方法 ・設立届出持参分 窓口でリーフレットを渡し説明 ・郵送分 リーフレットを随時送付		
課税捕捉調査対象事業者への周知	10～1月		課税捕捉調査の結果、給与支払報告書の提出につながった事業者に対し、リーフレットを渡し説明	10～1月	課税捕捉調査の結果、給与支払報告書の提出につながった事業者に対し、リーフレットを渡し説明	10～1月	課税捕捉調査の結果、給与支払報告書の提出につながった事業者に対し、リーフレットを渡し説明		
広報紙	12月		町広報誌の12月号に掲載予定	随時	町広報誌に掲載予定	11月	市(町)広報誌の11月号に掲載予定		
ホームページ	随時		トップページに特別徴収の制度説明や、一斉指定に向けた取組内容を紹介する情報を掲載	随時	トップページに特別徴収の制度説明や、一斉指定に向けた取組内容を紹介する情報を掲載	随時	トップページに特別徴収の制度説明や、一斉指定に向けた取組内容を紹介する情報を掲載		
関係団体訪問	10月～12月		1 対象団体 近畿税理士会龍野支部、太子町商工会 2 実施体制 10月から順次実施 近畿税理士会龍野支部は支部長がたつの市に事務所を設けている為、たつの市と龍野県税事務所が共同で訪問予定	10～12月	1 対象団体 近畿税理士会相生支部(相生市・赤穂市・龍野県税事務所・上郡町の4団体共同訪問)、上郡町商工会 2 実施体制 商工会の会報に掲載依頼	10月～12月	1 対象団体 佐用町商工会 2 実施体制 11月から順次実施。		
他部署との連携	随時		・入札・契約担当部局の窓口でリーフレット・ポスターを設置し周知 ・商工担当部局(地場産業振興、制度融資など)の窓口でリーフレット・ポスターを設置し周知	随時	・入札・契約担当部局の窓口でリーフレット・ポスターを設置し周知 ・商工担当部局(地場産業振興、制度融資など)の窓口でリーフレット・ポスターを設置し周知	随時	・入札・契約担当部局の窓口でリーフレット・ポスターを設置し周知 ・商工担当部局(地場産業振興、制度融資など)の窓口でリーフレット・ポスターを設置し周知		

2 地域別の取組

項目		太子町	上郡町		佐用町	
納付方法(特別徴収・普通徴収)が記載されていない給与支払報告書(総括表)を提出した事業者への取組	随時	提出された給与支払報告書において納付方法(特別徴収・普通徴収)を記載していないものについて普通徴収とする理由が確認できない以上、原則どおり特別徴収として指定 詳細は西播磨地区地域別会議にて統一見解を策定	随時	提出された給与支払報告書において納付方法(特別徴収・普通徴収)を記載していないものについて普通徴収とする理由が確認できない以上、原則どおり特別徴収として指定	随時	提出された給与支払報告書において納付方法(特別徴収・普通徴収)を記載していないものについて普通徴収とする理由が確認できない以上、原則どおり特別徴収として指定
一斉指定対象事業者の把握	随時	従業員の全員が普通徴収の事業者について、付番管理を実施	2月～4月	従業員の全員が普通徴収の事業者を抽出する。	9月～10月	従業員の全員が普通徴収の事業者について、付番管理を実施
特別徴収義務者の滞納への対応の検討	随時	一斉指定初年度の第1回納期限到来分への対応について、課税部門と徴収部門で協議の上、対策を検討	随時	一斉指定初年度の第1回納期限到来分への対応について、課税部門と徴収部門で協議の上、対策を検討	随時	一斉指定初年度の第1回納期限到来分への対応について、課税部門と徴収部門で協議の上、対策を検討
共同訪問	10月～12月	1 対象事業者 これまでの文書指導に応じない事業者 2 実施体制 たつの市及び龍野県税事務所と協議の上、訪問を実施 3 その他 ・事業者との事前調整は行わない	10月～12月	1 対象事業者 これまでの文書指導に応じない事業者、個別に抽出した事業者 2 実施体制 上郡町と龍野県税事務所が協議の上、訪問を実施 3 その他 ・事業者との事前調整は行わない、対象事業者の抽出は、上郡町が行う。	10月～12月	1 対象事業者 これまでの文書指導に応じない事業者 2 実施体制 龍野県税事務所と協議の上、必要に応じ訪問を実施 3 その他 ・事業者との事前調整は行わない
地域団体説明会	10月下旬～11月上旬	西播磨地区別会議の開催 特別徴収一斉指定に係る課題や給与支払報告書の仕分け方法等、その他特別徴収推進に関する現状等を協議(情報共有)する為、地域別会議を開催し、統一した見解を策定する。				関係団体訪問時に協議、必要に応じて説明を行う
特別徴収対象従業員リストの送付	3月	提出された給与支払報告書等を基に、普通徴収から特別徴収への切替対象の従業員リストを事業所に送付予定	3月	提出された給与支払報告書等を基に、普通徴収から特別徴収への切替対象の従業員リストを事業所に送付	3月	提出された給与支払報告書等を基に、普通徴収から特別徴収への切替対象の従業員リストを事業所に送付

3 課税捕捉調査

項目		太子町	上郡町		佐用町	
対象事業者の抽出	8月～	抽出作業を行う団体(たつの市)によって抽出 協力要請があれば、随時対応する	8月～	・国税連携による源泉徴収票データにより抽出 ・住民税申告書に添付の源泉徴収票より抽出	8月～	・国税連携による源泉徴収票データにより抽出 ・住民税申告書に添付の源泉徴収票より抽出
税務署閲覧調査	9月～	たつの市が抽出した事業所に係る法定調査の閲覧調査について、要請があり次第実施する	9月～	単独で実施	9月～	単独で実施
文書送付	10月～	準備出来次第送付 ※ 送付文書に特別徴収の実施も併せて周知	10月～	準備出来次第送付 ※ 送付文書に特別徴収の実施も併せて周知	10月～	準備出来次第送付 ※ 送付文書に特別徴収の実施も併せて周知
実地調査	10月～	必要に応じて実施	10月～	必要に応じて実施	10月～	必要に応じて実施